

令和 年 月 日

ひたちなか市上下水道事業管理者 殿

給水装置所有者変更届

給水装置の所有者を変更したので、ひたちなか市水道事業給水条例第 2 1 条第 2 項第 4 号の規定により届出します。また、届出記載事項について後日利害関係者等から異議の申し出があった場合、所有者の責任において解決します。

[illegible]

※旧所有者欄に記載する方が、工事申請書の所有者と一致しない場合は、発行日より3ヶ月以内の土地登記簿謄本と地図証明書（公図）または、管理者が指示した書類を添付すること。